

秋田県農山漁村活性化人材育成講座「AKITA RISE」業務委託 企画提案競技審査会実施要領

(目的)

第1条 秋田県農山漁村活性化人材育成講座「AKITA RISE」業務委託の企画提案競技審査会（以下「審査会」という。）の実施については、この要領の定めるところによる。

(組織及び運営)

第2条 審査会は、農林水産部長が委嘱する審査員をもって組織する。

- 2 審査会に審査員長を置き、審査員である農林水産部農山村振興課長を充てる。
- 3 審査員長は、審査会を総括し、審査会を代表する。
- 4 審査会の事務局は、農林水産部農山村振興課内に置く。

(会議)

第3条 審査会の会議は、審査員長が招集し、審査員長がその議長となる。

- 2 審査員長に事故があるときは、あらかじめ審査員長の指名する審査員がその職務を代行する。
- 3 審査会は、審査員の2分の1以上の出席をもって開催する。
- 4 審査会の会議は、非公開とする。

(審査方法)

第4条 企画提案競技の参加者から提出された企画提案書等について、参加者によるプレゼンテーション形式による説明の後、別記審査基準に基づく審査を実施し、その総得点が次条に定める基準点に達した者のうち、最高得点者を委託候補者とする。

- 2 最高得点者が複数となった場合は、項目3（研修内容）の合計点で選定する。なお、それでも同点の場合は、審査員の協議により決定する。

(基準点)

第5条 基準点は、総得点満点の6割とする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別記審査基準

- 1 審査項目及び係数は、表1のとおりとし、各審査項目に表2により評点を付ける。
- 2 評点に係数を掛け合わせて各審査項目の得点を算出する。
- 3 参加者が提出した企画提案書を基に「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組に応じて評価点（その評価基準は表3による）に加点する。
- 4 2及び3の得点を合計したものを各審査員の得点とし、参加者ごとに集計したものを参加者の総得点とする。

表1 審査項目及び係数

項目	係数	点数
1 業務に対する理解及び有効な提案		
1.1 業務の目的を達成するための明確な方針が示されているか。	1	5
1.2 業務の目的に対して理解が充分にあり、その達成及び課題の解決に向けた熱意があるか。	1	5
2 組織体制		
2.1 業務を遂行するうえで必要な組織体制、人員が確保されているか。	1	5
2.2 責任者（事務局）の所在や県との連絡窓口は明確で、受講者からの問い合わせにも遅滞なく対応できる体制となっているか。	1	5
2.3 過去の活動実績や他組織との連携で特筆すべきものがあるか。	1	5
3 研修内容		
3.1 事業目的を達成するため、魅力的かつ効果的な研修プログラムか。	2	10
3.2 想定される講師陣は、受講者の課題や農山漁村地域の課題の解決に資する（実績を有する）人材が選定されているか。	1	5
3.3 講座受講後の習得できるスキル、人脈構築等の成果は明確で、受講者にとっても理解しやすいものか。	2	10
3.4 行政・関係団体職員の伴走支援体制の向上に資する内容となっているか。	1	5
4 広報・参加者確保		
4.1 各講座の目標人数を達成するための広報の手法、媒体、時期は現実性があり、成果の最大化が期待できるものか。	2	10
4.2 受講者の確保策は、具体的でターゲットが明確か。	1	5
4.3 入門編から実践編への参加者の誘導について、独自性や工夫、それら手法で評価できるものがあるか。	1	5
5 スケジュール管理		
5.1 各講座の実施予定時期は、受講者にとって参加がしやすく、受講意欲が高まるように設定されているか。	1	5
5.2 年間を通したスケジュール及び管理体制は妥当か。	1	5
6 事業費の積算		
6.1 事業費が適切に積算され、提案内容とも一致しているか。	1	5

表2 評点

評点	5	4	3	2	1
評価	非常に優れている	優れている	要求を満たしている	劣っている	非常に劣っている

【各審査員の得点の計算方法】

評点×係数＝各審査項目の得点

各審査項目の得点の合計＝各審査委員の得点(90点満点)

表3 「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に係る取組の評価基準

評価項目	設定区分		配点		
	大区分	小区分			
賃金水準の向上	役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	1.50%以上		3	最大5
		2.00%以上		4	
		3.00%以上		5	
	「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表			0.5	
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法 ※2	各0.25	最大0.5
			次世代法 ※2		
	えるぼしチャレンジ企業認定 ※1			1	最大3
	法令に基づく認定	女活法 ※2	えるぼし	1.5	
			プラチナえるぼし	2	
		次世代法 ※2	くるみん	1.5	
			プラチナくるみん	2	
	若者雇用促進法 ※2	ユースエール		0.5	
	秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰 ※3		各0.5	最大1
		女性の活躍推進企業表彰 ※3			
子ども・子育て支援知事表彰 ※3					
男女共同参画社会づくり表彰					
合計				10	

注1 評価項目「賃金水準の向上」の平均給与額の対前年増加率については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとする。

注2 評価項目「女性の活躍推進」の一般事業主行動計画の策定・届出及び秋田県知事表彰の受賞については、該当する小区分ごとに配点を行うものとする。また、法令に基づく認定のうち女活法については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとし、次世代法についても同様とする。

注3 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点(一部に最大配点の調整あり。各評価項目最大5点、合計10点)により配点を行うものとする。

- 注4 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、「賃金水準の向上」と「女性の活躍推進」の各評価項目において、個々の参加企業の配点を合計し、当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第3位を四捨五入）により配点を行う。
- ※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。
- ※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）
次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）
若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）
- ※3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。